

特定外国子会社等の判定に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

別表十七(二)付表 平二十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

外国関係会社の名称		1	外国関係会社の事業年度		2	・	・		
			本店所在地国における法人の所得に対する税の有無		3	有・無			
所得に対する租税の負担割合の計算									
所得の金額の計算	当期の所得金額	当期の決算上の利益又は欠損の額	4	租税の額の計算	実際に納付する外国法人税の額	17			
		本店所在地国における課税所得金額	5		本店所在地国の外国法人税の額	18	( ) %		
	加算	非課税所得の金額	6		所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額	19			
		損金の額に算入した支払配当等の額	7		納付したものとみなして本店所在地国の外国法人税の額から控除される額	20			
		損金の額に算入した外国法人税の額	8		減免された外国法人税の額のうち租税条約の規定により納付したものとみなされるもの	21			
		保険準備金繰入限度超過額	9		本店所在地国外において納付する外国法人税の額	22			
		保険準備金取崩不足額	10		租税の額	23			
		小計	11		(17)から(21)までの合計額	24			
		所得の金額	16		所得に対する租税の負担割合				
	減算	(6)のうち国内法人から受けた配当等の額	12		$\frac{(22)}{(16)}$				
		(6)のうち国外法人から受けた配当等の額	13						
		益金の額に算入した還付外国法人税の額	14						
		小計	15						
	所得の金額		16		(5) + (11) - (15)				(16)が欠損金額となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合に適用される税率
	株式等の保有割合				欠損金額の内訳				
	氏名又は名称	直接間接の区分	発行済株式等の保有割合		議決権株式保有割合	株は株の権又は権の割合	請求権案保株式等の保有割合	事業年度	控除未済欠損金
25		26	27	28	29	30	31		
同族株主グループ	本人	直接・間接	%	%	%	・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
	計					・	・	・	
その他の内国法人及び居住者等		直接・間接				・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
	計					計			
合計					当期分				
					合計				

## 別表十七（二） 附表の記載の仕方

- この明細書は、内国法人が、措置法第66条の6第2項第1号（外国関係会社の意義）に規定する外国関係会社が同条第1項に規定する特定外国子会社等に該当するかどうかの判定を行う場合若しくは同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度における措置法令第39条の15第5項（特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合又は連結法人が、同号に規定する外国関係会社が同法第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等に該当するかどうかの判定を行う場合若しくは同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度における同令第39条の115第5項（連結法人に係る特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 各欄中金額を記載するものにあつては、外国関係会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 「本店所在地における法人の所得に対する税の有無3」は、外国関係会社の本店所在地において法人の所得に対して課される税が存在しない場合は、「無」を○で囲み、以下「4」から「22」までの各欄の記載は要しません。
- 「本店所在地における課税所得金額5」には、外国関係会社の本店所在地の外国法人税に関する法令（その外国法人税に関する法令が2以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令をいいます。以下「本店所在地の法令」といいます。）の規定により計算した所得の金額を記載します。
- 「非課税所得の金額6」には、外国関係会社の本店所在地の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額を記載します。
- 「(6)のうち国内法人から受けた配当等の額12」には、外国関係会社の本店所在地に所在する法人から支払を受けた配当等の額でその本店所在地の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされるものを記載します。
- 「(6)のうち国外法人から受けた配当等の額13」には、外国関係会社の本店所在地以外の国又は地域に所在する法人から支払を受けた配当等の額で一定の出資割合を満たすことによりその本店所在地の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされるものを記載します。
- 措置法令第39条の14第2項第3号又は第39条の114第2項第3号（本店所在地の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合の特例）に規定する場合に該当するときは、「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額18」には、その本店所在地の所得の額に応じて高くなる外国法人税の税率のうち最高税率を用いて算定した税額から「実際に納付する外国法人税の額17」の金額を控除した残額を記載するとともに、その用いた最高税率を同欄のかつこ内に記載します。
- 「納付したものとみなして本店所在地の外国法人税の額から控除される額19」には、外国関係会社の本店所在地の法令によりその外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地の外国法人税の額から控除される額を記載します。
- 「減免された外国法人税の額のうち租税条約の規定により納付したものとみなされるもの20」には、外国関係会社が当該事業年度においてその本店所在地において軽減され、又は免除された外国法人税の額で、その外国関係会社に係る内国法人が法第69条第8項又は第81条の15第8項（外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に租税条約の規定によりその外国関係会社が納付したものとみなされる額を記載します。
- 「本店所在地国外において納付する外国法人税の額21」には、外国関係会社がその本店所在地以外の国又は地域において課された外国法人税の額から「(6)のうち国外法人から受けた配当等の額13」の金額に対して課された外国法人税の額を控除した残額を記載します。
- 措置法令第39条の14第2項第4号又は第39条の114第2項第4号（外国関係会社の所得の金額が欠損金額となる場合の判定）に規定する場合に該当するときは、「(16)が欠損金額となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合に適用される税率24」には、外国関係会社の主たる事業に係る収入金額（その収入金額が「(6)のうち国内法人から受けた配当等の額12」又は「(6)のうち国外法人から受けた配当等の額13」の金額である場合には、その外国関係会社のこれらの収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用される本店所在地の外国法人税の税率を記載します。この場合には、「17」から「23」までの各欄の記載は要しません。
- 「発行済株式等の保有割合26」の各欄は、措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等（同法第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等を含みます。以下「特定外国子会社等」といいます。）の株主等である内国法人及び居住者並びに同法第66条の6第2項第1号に規定する特殊関係非居住者が直接及び間接に有する当該特定外国子会社等の株式等に係る保有割合を記載します。この場合において、その保有割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「議決権株式等又は請求権株式等の保有割合27」の各欄は、特定外国子会社等が措置法第66条の6第2項第1号イからハまでに掲げる法人に該当する場合には、それぞれ同号イからハまでに定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「請求権勘案保有株式等の保有割合28」の各欄は、特定外国子会社等が措置法第66条の6第1項に規定する請求権（以下「請求権」といいます。）の内容が異なる株式等又は実質的に請求権の内容が異なると認められる株式等を発行している法人である場合における措置法令第39条の16第2項各号列記以外の部分又は第39条の116第2項各号列記以外の部分に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 内国法人が措置法第66条の9の6第1項（特定外国法人に係る課税対象留保金額の益金算入）に規定する外国関係法人が同項に規定する特定外国法人に該当するかどうかの判定を行う場合若しくは同項に規定する特定外国法人の各事業年度における措置法令第39条の20の9第2項（特定外国法人の未処分所得の金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合又は連結法人が同法第68条の93の6第1項（特定外国法人に係る個別課税対象留保金額の益金算入）に規定する外国関係法人が同項に規定する特定外国法人に該当するかどうかの判定を行う場合若しくは同項に規定する特定外国法人の各事業年度における同令第39条の120の9第2項（特定外国法人の未処分所得の金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。